

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（8）

2. 日時：令和5年6月23日（金）15時45分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、島村主任安全審査官、伊藤主任安全審査官

中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他8名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 マネージャー 他3名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター 環境保全部 次長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：放射性廃棄物処理場に係る設工認申請（その9）（第2回審査会合修正案）（処理場-225-1）

資料2：設工認その9に係るヒアリングコメント No. 12 回答（処理場-225-2）

資料3：設工認その9に係る審査会合論点回答（処理場-225-3）

資料4：設工認その9に係るヒアリングコメント No. 28 回答（処理場-225-4）

資料5：放射性廃棄物の廃棄施設ヒアリング（新規規制基準対応に係る設工認（その9））に対するコメント及び回答一覧

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はいではこれから、処理上級に関するヒアリングを行います。
0:00:07	7月4日に会合を予定しております、今回のヒアリングはおそらく、会合前の最後の面談になるかと思えます。
0:00:20	本日の進め方ですけれども、処理場から、
0:00:24	コメント及び回答一覧というのをいただいておりますので、前回と同様に、一つずつ内容を、
0:00:33	お伺いしていきたいと思えます。
0:00:36	では前回、
0:00:40	スズキということで、残っているところの12番ですね。ではそれ以上12番のご説明をお願いいたします。
0:00:50	はい。原子力研究所、大坂局長、北原です。それでは豊松の方、協力させていただきます。はい。お願いします。
0:01:08	はい。画面見えました。
0:01:13	はい。それでは前回の続きというところで、ナンバー12のコメントになります。こちらコメントの11としましては、廃棄物の交換場所。
0:01:26	物件ですけれどもこれについて新規性基準前の道路について説明することというところがございます。
0:01:34	こちらについてはですね、技術基準規則第36条の第1、第2号及び第2号についてですね、古川幸三及びオリオン。
0:01:43	基準になるんですけれども、こちらが新規基準を受けて新たに設定対象となったことから、確認対応が必要となったものであるというふうに回答をさせていただきます。
0:01:54	詳細についてはですね土地道路225の2、示しているものとなっておりますがこちらについて説明の方、
0:02:05	須藤、蒲生大蔵よろしく願いいたします。
0:02:11	減衰城野スドウベースです。仕様書以上225についてご説明させていただきますと、まずコメント席の通りでございますがイトウとしましてはですね、先ほどこちらからいただいた通り、非正規理解を受けて、
0:02:26	新たに制定、ショートステイ業務を行うものとなっております。
0:02:33	規制基準対応以前でございますが、こちら、一ノ瀬を許可申請書につきましては平成20年3月ですね、協会、
0:02:46	既設としてはですね保管施設、こちら奥川にあります。
0:02:51	ピット系のだったり、建屋寄贈関東1、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:55	PT等でございますが、多摩が位置付けられておりましたが、処分廃棄物保管場所と発生が急増、場所については、場面が9日制があったといったところでございます。
0:03:06	これの間場所につきましてはいかん示す通りその一部がですね、廃棄物を貯蔵する場所。
0:03:13	こちら三田他のと書いてございますが、こちらは貯槽ですね、ちょうど諏訪町として設定していったものでございます。
0:03:20	この中身ですね、旅館の核になっております。この中にございますように、
0:03:27	技術施設等が反映されることは器物を周辺環境に有意な汚染をさせることなく安全に貯蔵し、
0:03:35	処理処分するものでございますように処理を行うまでの期間一時的に廃棄物貯蔵する廃棄物治療基盤及び人工関節というこの二つがですね、
0:03:47	背景とする場所として設定しているものでございます。
0:03:51	それは尾藤が、その中にはですね、単に廃棄物処理棟の調理前は九州農政がございまして、こちらをですね。
0:03:59	急増間伐という、廃棄物保管貯蔵する場所という所ビジネス上の一部としてですね、位置付けておりましたので、こちらについては、明確な記載はなかったといったところございました。
0:04:12	滝井でございますが、保安規定の方ではどうで、どうであったかといいますと、こちら、
0:04:18	平成26年3月26日に変わりますが、その時点でもですね、藤巻福岡スパーク石油都丸芝明確に位置付けられていなかったといったところでございます。
0:04:31	その代わりですね、沖田力物の置き場、それから、いくつか増島ちょっと定義部分があるものが設定されておりました。
0:04:41	1ポツでございますが今、
0:04:44	バザー所に前の答え幾つ保管する場所として、
0:04:47	本件の中に第3点の大事11条の移行のところには比木とか、いくつか別図に示す置き場に一時保管しなければならないといったところで、
0:04:58	2ページ目でございますが、
0:05:01	表の方が多くありまして、
0:05:04	その中で立ち上げ後イトウ理恵が廃棄物の一時置きとか、
0:05:09	が設定されているものでございます。
0:05:13	同様にですね、第3編の同じところにですね、放射性廃棄物管理学校は、私受けた放射性廃棄物を別表に掲げるところにちょっとしなければならないと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:24	稼働園移行元処理技術課は、引き渡し受け答え記述を置き場に通さなければならないといった文書があり、
0:05:31	1ヶ所場施設としては大体、雨水等の廃棄物1置き場、2ヶ所施設物は、第2層の水準を取り巻き配分収納する。
0:05:42	幾ら国原水技術課所長の施設として減容水道の1条バースこれらがですね。
0:05:48	きわとして、設定されていたものでございます。
0:05:52	二つにポツとしまして1人後の答え技術でございますがこちらはですね。
0:05:57	執り行われから次世代理事を伴塩川施設までに搬出するといった過程でですね、一連の増員プロセスとして考えておりましたのでその保管場所は明確にいなかったものでございます。
0:06:11	志賀さんプツ処理ぽんともらって発生した答え技術とこちらの処理であったり、設備のメンテナンス通りで、ゴム手袋であったりウエスといったようなものですね、そういうもの。
0:06:22	そういうものにつきましては、保安規定の第2編第48条第1項に定めておまして、放射性廃棄物管理第一課長に引き渡すまでの間、
0:06:32	第3編から各園の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならないといったところが定められていたものでございます。
0:06:42	こちら、下表にございますように、第一営業部処理等について廃棄物一時置き場対象イトウ1、第2廃棄物処理棟につきましては廃棄物保管室、第3廃棄物処理棟については機器室へと呼ばれてる部屋と、
0:06:56	それから解体分別保管棟について物品検査いや兼用処理等について一条開発と、これら発生廃棄物保管場所としていずれもですね現在定められている場所となっているものでございます。
0:07:08	これにつきましては、平成26年度にですね、核燃料物質使用施設等でございますが保安検査において、
0:07:16	ましてキーを受けまして、廃棄施設にですね、廃棄する前段階のものを、長期的に置いておくと。
0:07:23	いったところを指摘ございましたのでそれらを受けて来た液物の種類ごとにですね、処理前のもの処理後のもの、それから処理等に伴って発生した小滝物と分類しましてその保管場所と、最大保管本数、管理方法等を整理し、
0:07:38	新たにですね、原子炉設置変更許可申請書と保安規定にですね位置づけることとしたものでございます。
0:07:45	これに伴いましてですねここには記載しておりません。
0:07:48	ございませんがごたえ器物一時保管等であったり、ストック的にですね、保管場所を設けるといったところを追加しているものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:58	検定の説明は以上となります。
0:08:01	はい、規制庁シブヤですどうもありがとうございました。新規性基準米の保管場所に関する経緯についてご説明いただきましたけども、これについて何か規制庁側からございますでしょうか。
0:08:21	規制庁シブヤですけども、資料の最後のところの平成 26 年における保安検査の指摘事項というのは、
0:08:31	一時的な廃棄物というのが、同じものがずっと置かれているという指摘だったんでしょうかそれとも、
0:08:40	物は入れ替わってるんだけど常に同じ場所に置いてあるという指摘だったんでしょうか、どちらでしょうか。
0:08:49	原価検証上のスドウですこちら同じものをですね、こちらの処理場ピオリア原価県としてですね、この指摘を受けたものでございます。
0:08:58	はい、ありがとうございました。
0:09:01	他に何かございますでしょうか。
0:09:11	はい、では 12 番について特になければ、次は、16 番についてご説明をお願いします。
0:09:25	はい。廃棄物処理場の北原です。コメントNo.16 ですけども、この趣旨としましてはですね、第 9 条で、不法侵入対策についてというところで、こちらの処理場はですね、原資を設置する施設がないため運用対応で整理したという、当時の考え方なんですけれども。
0:09:44	こちらについてですね、安全機能の観点も踏まえて、再度整理 1 説明することというところでございます。これに対する回答としましてはですね、はい、放射性配給処理場の各施設はですね、安全施設としては
0:09:59	許可上位置付けているというところなんですけれども、原子炉を設置する施設の方はございません。またですね、大洗と違ってですね、リスクが高い α の固体廃棄物を取り扱う施設の方もこちらはございません。
0:10:12	保管廃棄施設についてもですね、これは核物質防護区域であるんですけれども、区分 3 に該当する施設でございまして、いわゆる区分 I 区分に該当する施設の方はございません。
0:10:24	以上のところからですね運用対応として、整理したというところの違いがございまして。こちらについて詳細についてはですね、処理場 225 の A3 の方。
0:10:35	説明させていただきます。それでは横堀課長お願いいたします。
0:10:41	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:42	何か元処理場のヨコボリですけれども、それでは資料を処理場の 225-3 ということで、こちらですね一部一部というか、こちら審査会合を第 1 回目の審査会合大 手の論点ということでもいただいております。
0:10:56	ご質問と同じものに近いものになりますので、そちらも含めての回答とさせていただきます。
0:11:05	こちらの資料上ですね、
0:11:08	は論点No. 2 ということでこちらは
0:11:11	審査会合第 1 回の審査会合でいただいたコメントを記載したのになっております が、
0:11:17	こちらですね不法侵入対策に係るコメントということになってございます。
0:11:23	こちら回答ですけども、まず許可基準規則上の第 7 条を不法侵入対策、こちらに つきましては、処理場におきましては
0:11:33	ご承知の通り、運用をとということで、
0:11:35	施設工認申請は不要ということで、従来から整理をしてございます。
0:11:40	こちらですね処理場の各施設につきましては安全施設としてクラス 3 になりますけ どもとして位置付けはしておりますが、先ほどご説明の通りですね原子炉を設置 する施設はなく、また、
0:11:54	これ、アルファード固体廃棄物ですねこういったものを処理したり取り扱ったりって いうせ施設も有していないというものがまずございます。また保管廃棄施設につ きましても、
0:12:04	核物質防護上、区分 I 区分に該当するような施設も有していない状況でございま して、
0:12:10	シーエーシーやお笑いの管理施設等とのリスクの違いを考慮しまして、
0:12:16	当時整理をかけたものになってございます。
0:12:20	処理場の各施設各建屋ですねこちらにつきましては安全機能の観点から整理し た場合は、当然安全機能の重要度分類以上MS3 名ということでクラス 3 に該 当するものでございますが、
0:12:33	鉄筋コンクリート造、の堅牢な外壁で区画をしまして、出入口については施錠管 理を実施しているものでございます。
0:12:43	また保管廃棄施設、
0:12:45	つきましてもですね、安全機能の重要度分類上はPS3、一部ですね。
0:12:51	M2 これ地下ピット式のものであったり特定廃棄物の保管廃棄施設ですね、こう いったものを一部PS2 に該当しているものがございますけれども。
0:13:00	周辺施設周辺の核物質防護の区分 3 としまして、
0:13:05	先日ご視察でも見ていただいた柵ですね、ああいったもので区画をしまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:11	出入口については施錠管理を実施しておるということで、新たにですね設計対応が必要となるようなものはございません。
0:13:19	なおですね出入口の施錠管理等につきましては、
0:13:23	原子炉側研究所のですね原子炉施設核物質防護規定、それから保安規定ですね、こちらに定めて現在も運用しているような状態でございます。
0:13:35	それでちょっと他施設とはリスク当時リスクの違いも考慮しまして運用対応で整理をかけていたというものでございます。
0:13:43	またですね今回のコメントを一覧の 16 番、
0:13:49	以外のところで審査会合の論点の中で、
0:13:52	今一例としてということで第 7 条のほかに第十条ですね許可基準規則の第 10 条で、
0:13:58	誤操作防止に係るところ。
0:14:00	車の運用として処理上は整理をかけておりまして、こちらについては、
0:14:05	原子炉設置変更許可申請の段階においてですね、操作器具とか計器警報装置の名称等の表示であったり、運転員が容易に監視操作できるような、立地それから保護カバーまたはきつきスイッチの設置など、
0:14:21	対応することということで許可上記載をしてございます。
0:14:26	これらにつきましては技術基準規則上ですね、誤操作防止に係る該当条項がないということで、
0:14:33	当時、運用対応として整理をさせていただいているものでして、こちら何度かヒアリング等も行いまして最終的に、
0:14:41	令和元年の 12 月ですかね、のヒアリングでですね、設工認は一応不要だということで、
0:14:47	ご回答をいただいて今の整理を行っているというものになってございます。まずこちらの説明は以上となります。
0:14:56	はい。規制庁渋谷です。どうもありがとうございました。
0:14:59	村松をですね審査会合におきまして、別表別表 1 で、
0:15:07	設工認対応とするか運用対応にするかというところで設工認対応にした方について、
0:15:16	JAEA内の他施設の考え方と含めて整理してくださいということで 1 枚作っていただいて回答いただきましたけども、
0:15:26	これについて規制庁側から何かございますでしょうか。
0:15:36	江崎清とシブヤですけども、今、読んだところで、
0:15:42	新たな設計対応等は不要であるっていうことは、既存の施設としては、この、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:49	不法侵入対策に関する、設備があるんだけど、新しく工事しても受けるものはないので、
0:15:57	希望としては例えば二重マルに、別表 2 というところの二重マルになるとかそういう理解でよろしいでしょうか。
0:16:09	対処理場ヨコボリですけども、こちらにつきましては新規制基準の新たな要求事項の該当条項ということではあるんですが、
0:16:22	二重マルというのは過去の設工認で、こういったところですね認可を受けてるものはないんですけども。
0:16:30	当然施錠管理ぐらいのものになっておりまして施錠管理ぐらいというか施錠管理も重要なんですが施錠管理については保安規定で鍵管理ということで、もともと定めておりまして。
0:16:41	そちらでずっと運用で対応してきたものでございまして、
0:16:45	ここで新たな設計対応とか不要というふうに書かせていただいて、新たな設計ということが、何かしらその工事だったりですね新しく何か追加でこの、
0:16:56	方針に対策を講ずるものではないというような趣旨でちょっとこちらは記載しておくものでございまして、
0:17:02	もともとが運用対応でずっと行ってきたものということになってございます。
0:17:09	はい。規制庁芝です。ご説明ありがとうございました。他に。
0:17:15	確認事項等ございますでしょうか。
0:17:19	規制庁の伊藤でございます。
0:17:22	ちょっと説明を伺っていて、
0:17:27	セーフティとか安全確保上の話と、
0:17:31	各室棒状の話が混在して説明をされていてちょっと、
0:17:36	わかりにくいなと思って聞く変わっていたんですけども。
0:17:42	9 条、第 9 条に対応する。
0:17:48	対応の必要があれば、ない場合っていうのは、PPAのPPの対応の要否と同じっていう説明をされてるんですかね。ちょっと前提がよくわからなかったんですけども。
0:18:07	はい藤処理場のヨコボリですけども、こちらはですね処理場の施設に関しまして例えば保管廃棄施設、なんか地下ピット式の保管廃棄施設等も有しておりまして、
0:18:18	そういった部分につきましてはピットごとに当然正常管理とかできるわけじゃなくて、
0:18:24	柵等で区画したエリアの中にですね、その施設を有しているというものになってございまして昨日ですね、そのということになってございましてその先ですね、管理ということがありますので、ちょっと混在した説明になってしまってるんですけどもそういったところが一部ございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:47	安全確保上を、
0:18:52	対応が必要。
0:18:55	また安全確保上の
0:18:58	対応の要否とPP上対応の要否は別だということなんですか。すいません。ご質問にあんまり答えていただけなかったんですけども。
0:19:14	重畳ヨコボリですけども。すいません、江藤安全確保上、そういう意味では不法侵入、純粹に
0:19:22	原子炉PPを除いてもですねそちらは当然安全確保上施錠管理を行うということで、そこはどちらP施設も含めてですね当然これ施錠管理を行うというものになってございます。
0:19:45	越冬なんでしょうね。
0:19:49	ちょっと質問を変えると。
0:19:52	回答の1から目のところにまた書きのところで、核物質防護上区分Iに該当する施設は有していない。
0:20:01	ことから、
0:20:02	ベースの違いを主考慮し整理したものであるってということなんですけれども。
0:20:07	クライアントだからもう、
0:20:10	KPの観点では対応する必要な施設はないという説明なんでしょうか処理場においては、
0:20:19	はい処理場のヨコボリですけども、すいませんそこはそういう意図ではございませんでここはどちらかというですね、STACYとのちょっと比較という部分もありまして記載したものでございまして、
0:20:30	当然処理場においても核物質防護の利益という部分がございまして、処理場の施設がありますので、区分されてるものがありましてそこは同様に、
0:20:41	施錠の管理は当然しておりますので、ステージとかのちょっとリスクの違いというかですね、そういった観点で記載したものになってございます。
0:20:53	規制庁の伊藤です。
0:20:56	だから、あれですよねと、区分が低いながらも、
0:21:02	昨夜施錠管理が必要な施設っていうのは、防護上の観点からもあるんだということなんですよね。きっと。
0:21:13	はいおっしゃる通りです。
0:21:21	保安規定で施錠管理をしている施設のスプレイング。
0:21:26	PP規定で保安、正常管理をして、してる施設っていうのは一緒なんだろうと思うんですけど。
0:21:44	一井部長東海林。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:46	そうですね一部重複しているところがございます。
0:21:52	ということですね。
0:22:06	衛藤。
0:22:45	これを、すみません。
0:22:48	規制庁イトウですけども、
0:22:56	いまいち、そのどういう施設に、
0:23:00	苦情の観点から対応が必要で、
0:23:04	どういう施設には必要ないのかな。
0:23:09	仕分けの考え方がいまいちよくわからない、理解できてないんですけども。
0:23:18	リスクが高いα固体廃棄物をいう取り扱う施設。
0:23:23	を有しているかどうか。
0:23:29	が、
0:23:32	9条のハード採用、設工認対応が必要かどうかの違いになってくるんですか。
0:23:42	はい処理場のヨコボリですけども、こちらはですね
0:23:47	実際には当然、こちらリスクにかかわらずですね安全機能としては有しておりますので、それに対する不法侵入対策というのは当然必要だというふうな認識はしております。リスクが低い高いにかかわらずですね。
0:24:02	必要だということは認識をしております、
0:24:04	その一方でですねstageとか、大洗管理施設等の間違いも含めた観点で、当時、そういったリスクのところも含めて、
0:24:16	処理場については、この施設管理等を、ぐらいの対応をするというものでこちらは運用で整理するものだろうということで、当時の整理を行っていたということになってございまして、
0:24:31	施設管理等にしっかり当然行っておるところですので、
0:24:37	ちょっと資料の説明というか作り方もちょっと悪くて申し訳ないんですけども、一応我々としてはそういう認識をして、当時の整理がそういうことだったということでご説明させていただいているところになります。
0:24:50	は、規制庁の伊藤です。当時というのはいつのことをおっしゃっていらっしゃるんでしょうか。
0:24:58	はい処理場ヨコボリですけどもこちらは令和2年度ですね処理場の
0:25:04	漏れ確認申請後段規制との関係の整理を進め、当時のことを申しております。
0:25:17	○三角×バーなりを、
0:25:21	を付けるときの仕分けの考え方としてそういう指標を、
0:25:26	設けていたってことですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:31	はい。おっしゃる通りですその整理の段階で後段規制との整理中で別表 1 に該当するものですがそれもそちらの。
0:25:39	公団との関係の整理をする中でこの部分は保安規定で運用対応ということで整理をさせていただいたということになっております。
0:25:49	別表 1 の資料、
0:25:54	今回初めて、
0:25:56	説明をしているものではないんですけど。きんでは 2 年当時も説明したんですけど。
0:26:04	はい処理上ヨコボリですが、別表 1 については説明をさせていただきます別表 3 については今回の漏れ確認の申請で新たに作成したのになっておりますけども別表 1 と別表 2 については、
0:26:16	当時、審査会合でご説明をさせていただいたものになってございます。
0:26:21	規制庁の伊東です。ありがとうございます。
0:26:25	ただ、先ほど
0:26:29	それを説明御説明と、その当時はそういう考え方だったけれども、
0:26:35	その安全機能を持っていることは確かなのでってなんか。
0:26:42	若干どっちつかずの説明をされていたような気がするんですけども。
0:26:47	そこはどういう意味なんでしょうか。
0:26:51	はい。処理場ヨコボリですが、当時から安全機能の重要度分類で、建屋等はクラス 3 に分類しているというのも当然、許可をいただいておりますのでそういう整理をしておりますただ当時、
0:27:05	その安全機能の観点も含めてそのリスクに応じた考え方の対応の中で、こちらはそこも含めて運用対応ということで整理をさせていただいております、
0:27:17	現在としてもですねその判断というかですねその整理を踏襲して現在も考えているというものになります。
0:27:34	規制庁の伊藤でございます。ちょっとリスクに応じた考え方っていうのが、多分 1 例を取り上げて説明されているからわからないのかもしれないんですけども。
0:27:46	ちょっとそこをもう少し、
0:27:51	体験ってところの
0:27:56	施設間の違い。
0:28:00	がわかるようになんすかね。
0:28:04	整理いただけいただいてもう少し説明いただくってことなんですかね。
0:28:15	やはり処理場のヨコボリです。そうですねちょっと
0:28:21	今限定的にちょっと書いてる部分がございますので施設間の値がいい。
0:28:29	もう少し詳細に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:32	回答を考えたいと思います。
0:28:43	規制庁イトウでございます。ちなみに衛藤。
0:28:50	今回ご用意でいただいと資料。
0:28:53	年に5の3っていうのは、これはこれを会合で説明するイメージを用意されてるんでしょうか。
0:29:03	第7条の関係は
0:29:06	7月4日の会合で回答予定という資料になっていると思うんですけども。
0:29:16	はい処理場のヨコボリですけども、東ソーでこちらは審査会合の論点整理になりますので、
0:29:23	会合の中でこういった我々の考え方を、回答するという事で考えております。
0:29:32	資料としては、ご用意いただいているその%パワーポイントのスライドの資料。
0:29:40	加えて、当間今野メーカーを使われるという。
0:29:46	議会で正しいですか。
0:29:50	はい、一応そのような方向で考えておりました。
0:29:53	わかりましたありがとうございます。
0:29:56	とりあえずは、
0:29:59	他に規制庁から確認事項ございますでしょうか。
0:30:08	はい。なければ、
0:30:10	次は、ページめくっていただいて、21番、お願いします。
0:30:19	はい。ハイキュー処理場の北原です。続きましてコメントNo.21になりますけれども、これについてはですね、技術基準規則第11条、機能の確認というところでですけども、こちら機能の維持のための、
0:30:33	保守または修理の観点も踏まえ、の定期事業者検査等でどのような検査を行っているのか、その説明資料をですね審査会合、資料の参考資料として追加することと。
0:30:45	いうところでございます。こちらについてですね、こちらパワーポのスライド資料の方にですね、一番最後のページですかね、追加の方させていただいております、
0:31:04	はい。こちらですね技術基準規則第11条機能の確認等についてというところで、こちらスライド1 ほぼ追加の方してございます。上から矢印というところで、一番の上のところにですね、衛藤。
0:31:19	施設管理実施計画ですね、対応する規則としましてはですね試験研究する教育をする現象別置運転等に関する規則第9条第1項第4号久世。
0:31:31	これに基づきまして、この第4号の2というところでですね、市施設の点検とかそういったところの頻度とかいうところを定める面としましては元JAの方ではです

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ね、設備保全整理表と県再生利用というものをですね、こちら施設ごとに作成しているものがございます。
0:31:49	これに基づきましてですね、各施設のですね、定期事業者検査ですけども、ここではですね、今回の第2回の審査会合に該当するところの辺のですね、設備機器について説明をし、
0:32:04	の表を追加しております。1例としましてはですね第2編のですね、誤操作防止インターロック、こちらの二重扉等が設備機器になりまして、こちら20、
0:32:14	扉がですね、同時に開閉しないようにというところのこちら性能検査でですね、こちら定期事業者検査で行うというところで、定期的な作動確認の方。
0:32:25	ですね、教えて保守管理として、行うというところをこちら記載の方してございます。
0:32:32	一番下のところに注釈というところに入れておまして、すべての設備機器についてはですね、必要なスペース及び作業環境を確保しており、
0:32:42	補修または終了実施することはですね、可能であると。なお補修または修理についてはですね、原子炉施設保安規定、または下部規定に基づきまして、必要な対応を実施するというところですね、こちら、
0:32:55	対応を主幹保守または修理の対応ができるというところをですね、説明の方させていただきます。はい。回答としては以上になります。
0:33:05	はい。規制庁渋谷です。ご説明ありがとうございました。
0:33:09	これは第11条の機能の維持について、その9の申請については、すべての辺について一律対応するというので、ご説明いただきましたけれども。
0:33:22	規制庁から何かございますでしょうか。はい。
0:33:30	では規制とシブヤですけども。
0:33:33	今121ページに、それぞれの機器設備について、どういう保守または修理をするということで、まとめていただきましたけれども。
0:33:45	それぞれの辺の方の機械ですと、例えばスライドのページ数で言うと17ページになりますけれども。
0:33:55	ちょっと10、17ページを出していただけますでしょうか。はい。
0:34:06	はい、ありがとうございます。
0:34:07	今回この黄色のハッチのところ、付け加えられたと思うんですけども、対象設備の周囲に必要なスペース及び作業間、
0:34:17	強を確保することによりこれ機能を健全に維持するための保守または処理を行えるものとする。
0:34:24	あと第2編と書いてありますけども、すべて第3点、第6編第7編第80年代、求人も全部同じ書き方になって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:34	おりました、
0:34:36	せっかく 121 ページに、
0:34:40	それぞれの設備に対して、
0:34:46	はどのようなことを考えているかということを書かれてるので、ちょっとその内容を、
0:34:54	この黄色ハッチ部分に、
0:34:57	それぞれの編ごとに、その出資趣旨というか概要とありますか。
0:35:03	要点を入れ込むことってというのは、できますでしょうか。
0:35:40	はいすいません処理場のヨコボリですけども。承知いたしましたの私または修理のところですね、こちらについてちょっと修理は当然、
0:35:51	具体的に書けるものではないんですけど保守の観点で、
0:35:56	それぞれ誤操作防止だったり、二重扉インターロックだったり、圧力逃したりというところはありますので、そちらについてはもう少し具体的に書く編の方に記載することは可能ですので、
0:36:09	そちら対応させていただきたいと思います。はい、ありがとうございます。121 ページ飛ばなくてもある程度わかるようお願いいたします。
0:36:19	他に規制庁側から何かございますでしょうか。
0:36:29	はい。じゃなければ次は、22 番、お願いします。
0:36:37	はい。廃棄物処理場の北原です。続きましてコメントNo.20 になりますけれども、こちらの第 3 編ですね、圧力逃し機構になりますけれども、これに対するコメントとしまして技術基準規則第 21 条第 3 号ですね。
0:36:52	これの適合性についてですね、圧力逃し機構以外のですね、真木楨認可分も含めてその要求事項を満足していることをですね、追記して記載の充実を図ることというところでございます。
0:37:05	こちらについてですね第 3 編のところにですね記載の方追加の方させていただいてございます。
0:37:17	はい。こちらですね、当第 34 ページのですね、技術基準規則への適合性のところの第 21 条の第 1 項第 3 号の適合の説明はですね、上のほうに追加しているところなんですけれども、この下のところにですね、なお書きでですね。
0:37:32	追加の方させていただきまして、金属溶融設備及び焼却溶融設備にはですね、圧力逃し機構以外にですね、真木認可の機能としまして炉内ですね異常な温度上昇圧力上昇。
0:37:45	が生じた場合にですね、加熱停止廃棄物の供給停止で閉区供給空気量をですね、制限するインターロックというものを設けてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:56	想定事故時及び事故に至るまでの間に、想定される環境条件において、閉じ込め機能を確保するための機能を有しているというところで説明の方を追加させていただいてございます。こちらについては既認可。
0:38:08	内容としましてはこちら平成 12 年のですね、衛藤設計部工事の方法の認可で、認可済みというところを注釈としてつい入れさせていただいてございます。
0:38:18	はい。回答としては以上となります。
0:38:21	はい、規制庁シブヤですありがとうございました。
0:38:25	ここについて何か規制庁からございますでしょうか。
0:38:32	規制とシブヤですけども、インターロック食うを今回申請に出てきているインターロックと、出てこないインターロックが、
0:38:44	あるんですけども、今回出てきてんのは、すべて誤操作。
0:38:50	ハウスイに拘るもので、以前は、運用として考えていたインターロックが出てくるというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:39:06	はい処理場のヨコボリですけども、誤操作防止のインターロックに関しましては、こちらはもともと、
0:39:15	運用というよりは、設計で対応が必要と要は誤操作に関するですね技術基準上の要求事項はないんですが、この誤操作防止のインターロックに関して二重扉とかそういった
0:39:28	機能の部分で散逸防止とかですねそういった観点で、適合させる必要があるということで、こちらは設計対応として今回申請をしてございます。
0:39:40	それ以外のインターロック機能等につきましては既認可で整理をしている近隣から認可をいただいているものになっておりましたので、それ以外は申請不要ということで今現状はしていないといったようなものになってございます。
0:39:54	はい、ありがとうございました。他に確認事項ございますでしょうか。
0:40:13	会社特になければ、次は 23 番をお願いいたします。
0:40:21	はい。廃棄物処理場のキタハラです。続いて受けましてナンバー23 になりますけれどもこちら技術基準規則だ。
0:40:32	第 11 機能の確認についてですけどもこちらの許可との整合性の説明の中で、その許可書の方針中の第 4 項を追記することというところでございます。こちらについてですね各辺のですね、原子炉設置変更許可、
0:40:45	申請書等のですね、整合性というところですね、追加の方させていただいてございます。これは代表例として第 3 点、次の第 36 ページのところですね、なりますけれども、活動の中でですね、真珠の中の安全施設第 12 条。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:59	適合のための設計方針というところで第 4 項ですね、放射性配給処理場の放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中または停止中において放射性物質の貯蔵機能、閉じ込め者。
0:41:11	健全性及び廃棄施設の処理能力について適切な方法により、試験検査が行えるように設計すると、というところでこの制許可申請書の記載の方確定の方に追加の方させていただいてございます。
0:41:24	回答としては以上になります。はい、規制庁シブヤsありがとうございました。先ほど説明しましたように技術基準の第 11 条の、
0:41:34	機能維持を今回適合性を、
0:41:38	示すということで、それに合わせて、
0:41:41	それに対応する許可基準の第 12 条の方が、それぞれ、
0:41:48	評価制度の方に記載されるということですけども、規制庁から何かございますでしょうか。
0:41:56	はい、なければ次第 24 番をお願いいたします。
0:42:02	はい。放射性九州の喜多です。続きましてコメントNo. 24 ですけども、こちらへと代休変なりますけれども固体廃棄物維持保管等についてのコメントで、こちらの前回のヒアリングの方で出たコメントに対する回答の中でですね、
0:42:18	被ばく線量の定量評価の話になりますけれども、こちらの年間を当時ですね、それで基準値を下回することは示しているんですけども、そこで出たのが他、
0:42:29	固体廃棄物一時保管と単独の評価であったというところで、他のはか保管廃棄施設からの影響も含めた合算値でも、この基準値を下回るものであることを示すことというところでこちら申請書の方に追記の方をさせていただいてございます。
0:42:45	こちら場所としましてはですね 113 ページ。
0:43:01	こちらですね第 9 円の遮へい計算書になりますけれども、こちら一番下のですね、2 ポツ 3 の評価結果のところになりますね、こちら前回のヒアリングの方でですね、まず施設単独での評価結果の数字の方記載の方、
0:43:15	させていただいたんですけどもこの後にですね、なお書きというところで処理場地区における保管廃棄施設からの企業を合算した場合においても人の居住の可能性のある、敷地境界外の評価点における、
0:43:28	実効線量は、それぞれ計算したところ、まず 4.8×10 のマイナス 3 乗のファミリーc ウェイトパー一年とMでグレーに監査社長 4.8 マイクログレイパー一年であることを確認していたというところで、
0:43:43	出雲への 1 ミリシーベルトパーイヤーと 50 マイクログレイを下回ることを確認の方をしております。
0:43:49	回答としては以上となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:52	はい規制庁シブヤですどうもありがとうございました。ここは第 16 条の遮へいについては記載いただいているように、
0:44:01	敷地境界外の公衆に対する被ばくの評価を、
0:44:07	行っていただくということで、
0:44:11	はすべての他の施設の影響も含めて、
0:44:16	各生徒が定める値、規制委員会が定める値を十分下回るということを示していただきましたけれども、これについて規制庁側から何か確認事項ございますでしょうか。
0:44:30	すいませんシマムラですけどそこ 1 点。
0:44:34	お願いします。
0:44:37	今ご説明いただいた 113 ページのなお書きのところで、処理場地区という言葉が使われてるんですけど。
0:44:47	処理場地区って使われ、
0:44:51	という言葉を使うときにはこれ原価県全体っていう意味なんですかそれとも
0:45:00	何か、以前処理場地区とあと喜多地区って何か。
0:45:05	何か別々なように聞いた記憶もあるんですけど、喜多地区はこれは含まれないっていうそういう意味なんでしょうけどチラー。
0:45:13	もう意味なのか教えていただけますでしょうか。
0:45:19	原価減少以上のスドウです。こちらはですね処理場地区と申しますとほんとに処理場の
0:45:27	今画面に移らせていただいている、2 点鎖線外のところですね喜多地区を除いたエリアの合算になります。
0:45:37	時田地区の場合ですと評価点が異なりまして、その数値が合算しない方が良いかなと思いましたが今回別に、処理場地区ということで限定させていただいております。
0:45:53	規制庁シマムラさん、喜多地区の場合は距離が離れているのでの評価点が変わってくるので、ここでは処理場地区としています。
0:46:09	はい、理解しました。
0:46:15	はい、ほかに規制庁から確認事項ございますでしょうか。
0:46:24	はい。なければ、25 番お願いします。
0:46:31	はい。はい九州城野北原です。続きましてナンバー 25 になりますけれども、こちらはですね、固体廃棄物一時保管等になりますけれども、こちらの遮へい計算。
0:46:41	においてですね、壁厚を考慮しているというところで説明させていただいたんですけども、それに対して本部の設計書に壁厚を追記することというところがコメントでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:52	こちらについてはですね、第 9 編のところですね追加の方させていただきます。
0:47:01	はい。こちらは設計仕様のところになりますけれども、表の 9 ポツ 2 のですね、一時保管等の構造のところですね、メリット壁厚 0.2 メートルの方、追記の方させていただきます。
0:47:13	はい。回答としては以上となります。
0:47:16	はい、規制庁シブヤですありがとうございました。従来は壁厚 20 センチというのは添付資料の図面からしか読み取れなかったんですけども、構造のところ、
0:47:29	明記されたということですけども規制庁から何かコメント等ございますでしょうか。
0:47:42	はい。なければ次、26 番、お願いいたします。
0:47:50	はい、牛尾城野喜多です。続きましてコメント No. 26、こちら固体廃棄物一時保管等になりますけれども、こちらの設計資本の方にですね、記載している構造の説明になります、
0:48:03	ここで前回のヒアリングの方ですね、出されたのがその設計仕様ではなく新たに耐震改修が不要という経緯の方が記載されているというところで、
0:48:13	技術基準規則のですね、第 5 条及び第 6 条、地震に対するですね、要求を満足しているということの定量的な説明となるように、記載を改めることというところでございました。
0:48:25	これを受けまして第 5 条と第 6 条の要求事項を満足していることがわかるように記載の見直しの方を行っております。
0:48:33	こちらがですね 98 ページの当社設計仕様の記載になります。
0:48:39	ここで構造というところで、最初のパラグラフの説明はですね前回と同じ同じというところでございます。固体廃棄物一時保管等はですね、平成 2 年に、
0:48:50	建設した構築物であって、鉄筋コンクリート造りで地上 1 階建てで、面積としては約 195 平方メートルの施設であると。
0:49:01	まず、経緯というところで平成 25 年 11 月に施行された新規基準へのバックフィット対応に伴いまして 5 台は旧随時保管等のですね、建設以降に改正された建築基準法関係規定等が見直されたことを踏まえ、
0:49:16	最新の基準に対応するため構造計算の方を実施しております。その結果協力度保有水平耐力が、耐震クラスの基準を満足すること。
0:49:27	かつ、地盤についても接地圧が地耐力以下であることを確認したと。それぞれの評価結果については、耐震計算方針書に示しておりますと。
0:49:36	以上のことから固体廃棄物医療担当はこの技術基準規則の第 5 条及び第六条第 1 項を満足する設計であることを確認したというところですね、こちら記載の方修正の方させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:50	はい。回答としては以上となります。はい、規制庁柴崎さんありがとうございました。98 ページの記載を見直して、固体廃棄物一時保管等、
0:50:02	における、耐震の考え方を明確化したということですがけれども、何か規制庁側からコメント等ございますでしょうか。
0:50:15	規制庁の井藤ですがけれども、この構造の部分は申請書に設計仕様としてこの文章が書かれるっていう理解で正しいですか。
0:50:31	原価減少以上のストウです。おっしゃる通りでございます。
0:50:39	規制庁伊藤です。
0:50:44	前のページに行ってくださいますと、
0:50:51	なんて表示できますかね。97 ページ。
0:50:58	おいて、課題を挙げた。
0:51:02	ありがとうございます。
0:51:04	例えば設計条件で、
0:51:11	重要度分類Cクラスで、欄外にCクラスの設計の考え方。
0:51:17	書かれていてってこういったことが述べられるのは、乾燥機よくわかるんですけども、もうそれに対して、
0:51:26	どうも何かまだ経緯的な説明になっているのかなという印象を受けて、果たして何かそういう説明が必要なのかというのを、前回も通った気がするんですけども。
0:51:55	98 ページその結果以降のところ、その許容力度末補正体力が、満足をする。
0:52:06	ボタンノベラリティで失敬。
0:52:11	地盤についても、テーマ詳細は耐震。
0:52:15	ホシ、耐震性計算方針書に示す。
0:52:19	それはいいんですがその場その結果より前のところは、
0:52:24	これもまた何か経緯なんじゃないのかなっていう気がしまして、
0:52:34	何かそのを記載すべき内容って、
0:52:38	支援、設計条件設計仕様に記載すべき内容をちゃんと横並びそろってますかという、
0:52:45	だけの質問なんですけれども。
0:52:54	以上のことから 56 条、工場及び 6 条 1 項を満足する設計であることを確認したって、これは設計、
0:53:03	仕様なんですか。
0:53:48	既設のイトウですけども。
0:53:51	音声届いてますでしょうか。
0:53:58	すいません処理場ですけどもちょっとお待ちください。音声は届いておりますしいただいてるコメントも理解をしておりますのでちょっとお待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:03	もし時間かかるようであれば、先の別の質問を先にやっていただいて、
0:55:08	後から回答でも結構ですけれども、
0:55:13	はい処理場ですけどもすみませんちょっと
0:55:17	そのようにさせていただきますいけません。
0:55:21	はい、わかりました。では、先に 27 番お願いします。
0:55:31	はい。廃棄物処理場のキタハラです。それでは続きましてコメントNo. 27 ですけども、笠田第 3 編のですね、圧力逃し機構になります。
0:55:41	技術基準規則第 12 条第一報第 1 号への適合性の説明の中で高温環境下という言葉が出てきたんですけどこれは具体的に何度なのかと、アド処理に伴って発生するガスがどのようなものかを、
0:55:56	追記して、現在の台数で問題ない旨の説明ができるように、記載を充実を図ることというところがございます。
0:56:04	こちらについてですね、こちらのスライド資料の中で 33 ページですかね。
0:56:18	はい。こちら技術基準規則への適合性の第 12 条のところですね、まず運転中の炉内の雰囲気温度としましては約 500 度の高温環境下で十分な強度を有すると。
0:56:31	いうところと、あとは一緒に中に発生するガスはですね、
0:56:37	ていう。
0:56:38	SSをSO _x とノックス等のですね、前の窒素酸化物営業 3 課分。
0:56:45	これ酸化物、該当するというんですけども、このようなガスに対する耐食性にすぐれた材料である、SaaS304 等のあっせんエスコートすることによって強度及び、
0:56:55	耐食性を確保するというところで説明の方追加の方させていただいてございます。
0:57:00	回答としては以上となります。
0:57:03	はい。規制庁渋谷です。ご説明ありがとうございました。これは高温になる機器の安全弁
0:57:13	が、第 12 条第 1 項第 1 号ですので、材料として、腐食等を受けないこと、ということについて、
0:57:22	もともとの御説明がステンレスであることしか書いてなかったのが記載の充実を求めていたところ、
0:57:30	パスウェイは、具体的な最高温度ですとか、発生するガスの種類、そういうものを示した上で、ステンレスで十分であるということについてご説明をいただきましたけども、規制庁からコメント等ございますでしょうか。
0:57:54	はい。なければ次、28 番お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:02	はい。はい九州城野北原です。続きましてコメントNo. 28 ですけども、こちらはですね研ぎこちらの第 3 編ではないんなりまして、技術基準規則第 15 条第 2 項への、
0:58:14	適合性の説明の中でですね、補修効率 99%、1000、
0:58:31	詰まっちゃった。
0:58:42	両方。
0:58:44	お知らせ。
0:58:46	どうぞ。
0:58:48	これ、
0:58:54	補正の
0:58:58	データであって、
0:59:00	JIS規格問題本部長広瀬古本を考えるというところでの回答でございます。詳細というところではですね処理場の 225 の 4 ですね、こちらの方にですね、先ほどの説明のところと同じようなところですね、記載の方させていただいているところでございます。回答としては以上となります。
0:59:19	規制庁進める、すみませんちょっと途中で音声が飛んでしまったので、すみませんけどもう 1 回お願いします。
0:59:28	はい。申し訳ございませんコメントNo. 28 の回答と、ところございましてこちら処理場の 225-4 のところですね透過させていただいてるところでございます。
0:59:40	金属溶融設備及び焼却溶融設備に設けるですね圧力逃し系統の高性能フィルターはですね、放射性エアロゾル用の高性能フィルターでございまして、
0:59:51	JIS規格に基づくものでございます。
0:59:54	こちらの規格はですね、放射性エアロゾルをですね除去する目的で原子力施設等の排気系、あと換気空調系統等で使用する高性能フィルターに対するものであるというところで、
1:00:07	補修効率、99%以上というこの数値自体はですね原子力施設の排気系統の方でもですね、広くされ、使用されている高性能フィルターと同等の性能、
1:00:18	有するものであることから、問題ないものと考えていうところで説明させていただきたいと思います。
1:00:25	はい。こちらからの回答は以上となります。
1:00:27	はい。規制庁渋谷です。ご説明ありがとうございました。
1:00:32	これは先ほどの圧力逃がし弁が作動しますと、炉内のガスがそちらに逃げると。
1:00:41	いうことでその放射能を、
1:00:45	閉じ込めるためのフィルターについてご説明いただきましたと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:50	適切シブヤですけどもこれは何かやっぱり計算みたいなものはなかったんでしょうか。
1:00:59	はい処理場のヨコボリですけども、そうですねこちらはですねちょっと定量的な一ものをお示しするのが非常にちょっと難しい要は、
1:01:10	異常な圧力燃焼を、等ですねそういったものを想定によってどの程度のその放出が瞬間的に出るかとかでですねそういったところの、
1:01:21	定量的なところの評価というのが、
1:01:23	実際今やってない状況もありますしちょっと難しい部分がありますで、一般的に使われてJIS産業規格、地図規格に基づいた原子力施設用の、
1:01:38	ですねもうそういったものをつけておいて 99%以上ということなので、問題ないというふうな説明のみを今回させていただいております。
1:01:48	はい規制庁シブヤですありがとうございました。
1:01:51	今書いていた文章日本フィルターの捕集効率括弧 99%以上でありますけどこの 99%っていうのは宮ノズルを捕まえる隔離Ⅱで 99%なんですけれども。
1:02:06	学生のホウ酸放射能の除去率のようなものなんでしょうかどちらでしょうか。
1:02:14	はい。処理場のヨコボリですけどもこちらのエアロゾルですね、こちらの除去をということになります。はい、ありがとうございます。
1:02:23	原子力施設の排気系統で広く使用されている高性能フィルターと同等の性能を有するものであるって言いますけどこれはいわゆるヘパフィルターとは違うものなんでしょうか。
1:02:38	こちらヘパフィルターと同じものになります。はい、ヘパフィルターと考えて良いということですね。
1:02:44	で、JISZ4812 っていうのを読ませていただくと、戸田吉川の定義というのかわかんないですけど、計画数量で、粒径が 0.3 マイクロメートル粒子に対して 99.97% 以上の捕集効率を持つ等という説明が、
1:03:04	あるんですけども、この 99%っていう数字はどこから出てきたものなんでしょうかその 99.97 とはまた違う数字なんでしょうか。
1:03:26	はい。処理場のヨコボリですけども、こちらですね当然製品としてはそういったものを担保するというような、
1:03:34	もので企画されているものでありますけれども。
1:03:37	我々実際に設置をしてそれを運用する上でですね、大体排気系統も含めて 99% 以上というような形で、保守効率等は設定をしてですね、実際には 99 点。
1:03:52	当然 9%とかですねそういった、
1:03:54	確認を定期事業者検査とかですね、そういった時にも行っております。大体この判定基準条件として 99%以上としていることが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:04	多いということでそちらに合わせてこのような記載になっております。
1:04:09	はい。
1:04:11	この
1:04:13	金属溶融設備とか焼却溶融設備とかですと、やっぱり圧力弁が作動した時のガスはかなり高温だと思いますけど、こういう補修効率は、そういう温度にはよらないもののでしょうか。
1:04:28	はい。温度にも影響あるかと思いますがこちらの高温のヘパフィルターをつけておりますので、そういった高に対応するような、
1:04:38	ヘパフィルターとなっておりますして補修効率は同等同じようなものに 99%以上確保しているものになっております。
1:04:45	はいありがとうございます。
1:04:51	例えば不ヘパフィルター一式で、例えば 99%とすると、それを二つ。
1:05:00	直列でレート 99.99%は少なくともカットできると思うんですけども。
1:05:05	ただ、二つ直列にする必要はないっていうのは、
1:05:10	一つで十分だっていうのはやっぱり何かそういう形だとか何かそういう見積もりがあるような気はするんですけども。
1:05:19	そう。それは何、何も無い、ないんでしょうかね。
1:05:22	しつこいですけど。
1:05:33	浅井処理場のヨコボリですけども、現状ですけれど今その辺の情報が無いのが実態ですけども、改めてちょっとこの設計のですね、
1:05:45	考え方等も含めて、ちょっと確認はさせていただきたいと、改めて確認をさせていただきたいと思います。
1:05:53	はい、わかりましたお願いします。
1:05:56	規制庁他に何かございますでしょうか。
1:06:03	はい、では、
1:06:06	29 番、お願いします。
1:06:13	はい。廃棄物処理場の北です。コメント No. 29 ですけども、こちらはですね第 2、2 回審査会合資料への追記事項というところでございます、まず第 1 回の審査会合での論点整理表ですね。
1:06:27	追加するよというところでございます。こちらについてはもう冒頭の 2 ページ目のところにですね、第 1 回の審査会合論点整理表というところですね、こちらナンバー 1 から No.5 というところで、
1:06:40	まとめさせていただいているところでございます。次回の第 2 回の審査会合にて該当するところについてはですねこちら赤枠で示しており、おります。論点 No. 2 ですね、先ほど説明が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:52	させていただきました許可基準規則第7条の不法侵入対策についての考え方について説明する予定となっております。ナンバー3とNo. 4についてはですね、こちらで第3回の審査会合で、
1:07:04	説明させていただきたいと思います。
1:07:07	回答としては以上になります。
1:07:09	はい。規制庁宿谷です。どうもありがとうございました。政策大綱の路線リストをつけてくださいということで、目次的なページをつけていただきましたけども。
1:07:21	規制庁側から何かございますでしょうか。
1:07:28	脇清とシブヤですけども、ご存知だと思いますけども、審査会合で出た論点については、その後のヒアリングでもうすべて解決したかのように見えても必ず、
1:07:40	審査会合で返していただく必要がありますので、今回そうなるかと思えますけどもよろしく願いいたします。
1:07:49	そういう観点でいきますと五番のところが別途ヒアリングにて回答になってるのでヒアリングで終わってしまいそうな表現なってるのは、何ていうか、おかしい、おかしい食いついずれているので、
1:08:05	ヒアリングで
1:08:08	詳細は細々としたところは説明をしていただいて、もし、論点があった場合には、審査会合で、また議論をすると、ということになりますので、
1:08:20	少し記載を見直していただければと思います。
1:08:25	他に何か、このページ、2ページ目についてお気づきの点等ございますでしょうか。はい衛藤規制庁イトウですけども。
1:08:39	第3回会合と違って次回以降のタイミングで回答する時はいいと思うんですけども、例えば今回、7月4日第2回審査会合で該当するものについては、
1:08:53	どの資料のどこで回答をするのかっていうのがわかるように示していただければと思います。
1:09:04	はい求償城野北です。了解いたしました。どの資料であるかというところをこちらの論点整理表の中にも、追加の追記の方させていただきます。はい。
1:09:15	今後
1:09:16	一つのスライドの中で、別ページで回答される場合もあると思いますので、その場合は
1:09:25	資料何ページっていうところまで特定していただけると、おそらく説明もしやすいのではないかと思いますので、よろしく願いします。
1:09:35	はい。はい局長城野喜多です。了解いたしました。
1:09:42	はい、ほかに規制庁側から何かございますでしょうか。
1:09:51	加えてですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:54	今回も直して欲しいというわけではないんですけども。
1:09:58	そのコメントに対するJAの回答というふうにありますと。
1:10:03	論点として挙げられた項目に対して、
1:10:10	JAとAとしてこういう回答をする方針ですっていうのが、具体的に書かれているのかなという目で見ると、
1:10:20	見てしまうと思うんですけどもおそらくこれ全部初回の場合ご指摘された時のその回答ぶりだと思うんですね。
1:10:29	ですので、今後また具体的な指摘が増えていくのかもしれないんですけどもその際には、
1:10:38	それを最新の回答方針みたいなものを記載をいただいた方がいいのかなとは思っています。
1:10:48	はい。池部長城野北です。了解いたしました最新の回答方針の方ですね、後で修正修正の方させていただきますと思います。ありがとうございました。
1:10:58	はい。例えばナンバー2 だったらこういう、
1:11:02	こういう考え方で今回回答予定とかっていうことが多分書かれるのだと思ってますので、よろしくをお願いします。
1:11:13	はい。配給所長の喜多です。承知いたしました。
1:11:18	はい、ほかに。29 番について何かありますでしょうか。
1:11:24	はい、じゃあ次 30 番お願いします。
1:11:32	はい。はい九州城野北です。最後になりますけれども、コメントNo. 30 というところで、こちら審査会合資料への追記事項でございまして、コメントとしましては品質保証に関する許可との整合性の説明が必要となるため、
1:11:48	第 2 回の資料に追加することというところでございます。
1:11:53	こちらですね目次の方にですね遠田品質保証に係る許可との整合性というところで、目次の方を追加いたしまして、7 ページ目になります。
1:12:06	はい。こちらですね、設工認今回の設工認申請。
1:12:12	品質保証に係る許可との整合性というところでございます。上段の方にですね、説明書きとしまして、まず品質管理基準規則ですね、これへの適合に関しては、減少設置変更許可申請書。
1:12:24	記載した品質管理計画を受け、品管基準規則に適合するように策定した減少化研究所の減少施設及び核燃料物質使用施設等の品質マネジメント計画書、
1:12:37	により、設計及び工事の品質管理を行うとともに、以下に示す通り、設計工事及び検査の各段階にかかるプロセスを管理すると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:47	こちら左側の枠の方ですね、原子力研究所の方ですね、品質マネジメント計画書の方ですね、抜粋の方を示させていただきます、7ポツの業務の計画及び実施の中の7ぽさん、こちら設計開発の中のこちら文書の方ですね。
1:13:03	記載しております。もう一つがですね、こちらの7ポツ3に対応する容量照明ですね、設計開発についてはですね、各部の方で、設計開発の管理要領を定めているんですけども、一番下のところにですね、お茶がバックエンド技術部の、
1:13:17	設計開発管理要領ということでこちら例としまして赤枠で困う。
1:13:22	困っております。右側にですねバックエンド技術部の設計開発管理要領の中で記載しております。設計及び工事設計工事及び検査の手順ということで、今回のですね
1:13:34	設工認申請に係るところの方ですね設計から検査に至るまでのこちらフロー図の方ですね、示させていただきます。まず左側にですね、JA側の対応ところと、右側にですね、調達先の、
1:13:48	ところの対応のフローを示させていただきます。
1:13:52	一番上からですね、まず、JA側の方で設計管理計画の作成で設計要求の、適切すいませんちょっと評価の下が抜けてますが、締結前の評価と、
1:14:02	です。詳細設計を依頼しまして調達先の方で設計、そして設計図書をJA側が受け取ってまして設計要求と、設計結果の対比。
1:14:13	そのあと設工認申請です。続きまして工事に関する引き合い仕様書の作成で検証を行いまして、レジレコで調達先が工事を行いますと。
1:14:23	工場が終わった後ですね、JA側の方で、設備の妥当性確認としまして町大前事業者検査を受験すると、グリーンさんに合格して、初めて完了となるということでこちらフロー図のほうを示させていただきます。
1:14:37	はい。回答としては以上となります。
1:14:40	はい、規制庁シブヤですありがとうございました。許可性向が幾つか抜けてませんかという話の流れで、QAも入れてくださいということでスライドの7ページを今回受けさせていただきましたけども。
1:14:56	規制庁から何かコメントございますでしょうか。
1:15:02	規制庁の伊藤です。
1:15:09	記載いただいている文面の確認を少しさせていただくと。
1:15:14	最初に品質管理基準規則。
1:15:17	に触れているんですけどもこれは説明としては、
1:15:20	その許可本部、
1:15:22	本文9号ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:24	が、品質管理基準規則に適合するように記載をしたものだけということだけを言っているという理解でいいですかね。
1:15:39	なぜ品質管理基準規則運用してきたかの意図を聞きたいだけなんですけど。
1:16:36	SLA処理場のヨコボリですけれども、こちらすみません鉄工 2 申請書の添付として、許可整合のところ、
1:16:45	ですね。
1:16:46	記載をさせていただいて適合性の説明をしているところ。
1:16:51	説明申請書のちょっと言葉も踏まえてですねこちらをちょっと引用しておりました。
1:16:57	わかります。そういうことですか。
1:17:00	設工認申請書の中でこういう言いぶりをしてるってことですか。
1:17:07	はいそう。そうですね処理場ヨコボリですけども設工認申請書ですね、添付書類の 1 のところローですね。
1:17:15	許可、
1:17:18	不整合のところでの、品管。
1:17:22	品質管理のところですね、こちらの中で、
1:17:26	許可上もですね同様に品質管理計画を、申請書ですね本文の品質管理計画を受けまして、
1:17:35	我々品管規則に適合するように策定した元科研のマネジメント計画書により、設計及び工事の品質管理を行うということで、整合性の説明をちょっとさせていただいておりますそちらの文言をちょっとこちらに記載している状況になります。
1:17:52	いや、規制庁イトウですわかりましたありがとうございます。
1:17:57	そういうことだね。
1:18:02	はい。ではですね。
1:18:06	趣旨はわかりまして、
1:18:08	形、
1:18:09	前回会合資料に追加をということでちょっとコメントさせていただいていたんですけども。
1:18:16	ヒアリング資料をこのページ自体は残していただいて、
1:18:22	いいかなと思ってますので、ヒアリング資料という位置付けにさせていただいて、会合資料からちょっとこのページを抜いていただければなと思っています。すみませんちょっと言うことが、
1:18:33	変わってしまって恐縮なんですけど。
1:18:38	はい通常ヨコボリですけども承知いたしました。それではこちらについては、ヒアリング資料として 2 号の方という形で番号付けを新たにしまして、こちらのパワーポからは削除して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:50	Word版というかですね、の形でこちらの資料を改めてちょっと出させていただいて、比嘉資料の扱いとさせていただきます。
1:18:59	はい。よろしくお願いいたします。
1:19:07	はい、三番について他に何かございますでしょうか。
1:19:15	じゃあ6って言ったところが、
1:19:18	26番ですかね。
1:19:23	はい。ご回答が決まっていれば、ご回答をお願いいたします。
1:19:36	すいませんちょっと音声は今途切れてしまって申し訳ありません。もう一度お願いできますでしょうか。はい。30番終わりましたので、残しておりました次に16番をお願いいたします。
1:19:50	はい。すいません処理場の方ですけれども。
1:19:53	26番ですね設計一子保管棟の耐震それから地盤に係るところの設計仕様のところなんですけれども、衛藤。
1:20:03	こちらすいませんまだちょっとこちらの理解ができてなければ申しわけませんご指摘いただければと思うんですが、まず設計条件でCクラスのところでは静的地震力に耐える設計であるとか許容を超えないで概ね弾性にとどまる設計というのが設計条件としておまして、
1:20:19	設計条件としましては、
1:20:21	やはりこちらの耐震計算方針書ですね、基本方針で、
1:20:27	のところに示しているような
1:20:31	地震力が作用した場合においても、十分に支持することができる地盤に設置するですとか、
1:20:39	許容応力と許容限界とする。それから耐震重要度に応じた妥当な。
1:20:45	安全余裕ですねこちら有する設計とするといったような、
1:20:50	ことを、こちらに記載をする方針でちょっと修文をさせていただきたいというふうに思うんですけども。
1:20:58	そういった形のイメージになるでしょうか。
1:21:02	規制庁の伊藤でございます。はい。一般的なというかね、いろんな申請書を拝見する中で、よく見る形は、そういった説明の仕方をされているのかなと。
1:21:15	思っていて、それに比べて今回指名していく、いただいたものが、どうも何か説明的すぎるのかなと思ったので、コメントをさせていただきました。
1:21:30	なので修正の方針としてはそういう形がいいのかなと考えています。
1:21:39	審査して、審査資料というかヒアリング資料として、はい。
1:21:44	非提示いただくのがいいと思うんですけども。
1:21:47	申請書は申請書の書き方があるんだと思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:52	考慮いただければと思います。
1:21:57	あそこまでよろしいでしょうか。
1:22:01	はい。原価処理場の横堀です。はい。承知いたしました。ちょっとこちらの、
1:22:07	申請書としてちょっと不適切、適さない記載をさせてしまっておりまして申し訳ありません。ちょっと
1:22:13	こういった評価で確認して問題ないことの確認が取れている設工認のちょっと申請があまりちょっと全然経験がなかったものですから大変失礼いたしました。
1:22:23	はい。
1:22:25	それからちょっと似たような話で恐縮なんですけど、9、前の 97 ページ。
1:22:32	のところ。
1:22:34	そうですね。
1:22:37	今回青字で追加をされているところ。
1:22:41	なんですけど、
1:22:48	1 ミリシーベルとか例えば線量告示を引用されたりするのは、
1:22:53	書き方としてあると思うんですが。
1:22:56	例えば 50 マイクロ以下となるっていうのは、許可で、
1:23:00	JAとして申請をしている内容でもあるので、
1:23:08	当然、
1:23:11	公式な文章。
1:23:13	に照らしてそういうせ、基本設計を掲げられていると思うんですけども。
1:23:18	あくまで施設の設計として約束をしていたことだと思いますので、何かここにこう書いてあるからこうしたっていうような、
1:23:26	説明はあまり何か申請書として馴染まないんじゃないのかなという気がしているんですがいかがでしょうか。
1:23:37	はい処理場のヨコボリですけども、ご指摘の通りおっしゃる通り、
1:23:45	ま、
1:23:49	ちょっとご指摘するんで、申し訳ありません。みずからの負荷で、そこからそういうことしっかり記載しておりますので、
1:23:58	こちらもちょうとそういった観点で、思います。承知いたしました。
1:24:14	それではコメント回答リストの一覧はすべて順番に見ましたけれども、
1:24:23	全体的、
1:24:25	なことで、また審査会合に向けての、
1:24:28	最後のヒアリングでもございますので、何か規制庁側からございますでしょうか。
1:24:43	高田さん何かありました。
1:24:48	はい、嶋村さんいかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:58	特に、はい、ございません。
1:25:02	金子さんいかがでしょうか。
1:25:05	私からも特にありません。
1:25:07	はい。では終わりにしてよろしいでしょうか。
1:25:13	はい、ではお疲れ様でした。これで本日のヒアリングを終了いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。